

関 係 各 位

函館税関職員の通年輕装化実施について

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

函館税関では職員の働き方改革等の一環として、下記のとおり通年での職員の軽装化（上着、ネクタイ等なし）を実施いたします。本取組へのご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 目的

- （１）昨今の気象状況変化への対応やエネルギー対策
- （２）職員の業務能率の向上及び心身の健康維持

2. 実施期間

通年

3. 対象職員

全職員（制服を着用する職員を除く）

4. 軽装の範囲

軽装の範囲は、ネクタイやジャケットの着用に限定することなく、過度な冷暖房に頼らない服装（半袖シャツ、カーディガン等）とします。ただし、式典への出席等、社会通念上必要と判断される場面においてはネクタイやジャケットを着用いたします。

5. 留意事項

職員一人ひとりが業務性質やＴＰＯに応じて、公務員としての品位と節度ある服装に心がけます。